

装施第345号  
平成19年4月25日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

装備資機材開発改善検討部会の設置について（通達）

岐阜県警察事務の合理化及び能率化については、「岐阜県警察事務能率化推進要綱（平成15年4月14日付け務第388号。以下「要綱」という。）」に基づき実施しているところであるが、警察装備資機材の開発改善等に関し、下記のとおり装備資機材開発改善検討部会（以下「検討部会」という。）を平成19年4月25日から設置することとしたので、所属職員に周知徹底されたい。

## 記

### 1 設置の目的

装備資機材に関する現場の要望を的確に把握し、総合的な検討を加えながら新たな装備資機材の導入、機能性の改善等に積極的に取り組むことにより精強な警察力を備えた第一線警察の構築に資することを目的とする。

### 2 検討部会の任務

検討部会は、要綱第8に基づく警察職員からの提案のうち、装備資機材に関する事項について調査検討し、その結果を岐阜県警察事務能率化推進委員会委員長（警務部長）に報告するものとする。

### 3 検討部会の構成

検討部会は、部会長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 部会長 装備施設課長
- (2) 委員 会計課調査官（予算）  
装備施設課課長補佐（装備）  
警務課総合企画官  
警務課課長補佐（企画）  
その他、部会長が必要と認める者

### 4 検討部会の運営

- (1) 部会長は、随時検討部会を開催する。
- (2) 部会長は、検討部会の任務を推進するに際し、警務課総合企画室の意見を聴取するなど組織内の幅広い意見の把握に努めるものとする。
- (3) 検討部会の庶務は、装備施設課装備係で処理する。

#### 5 装備資機材開発改善モニターの設置

- (1) 装備施設課長は、関係所属長と協議した上で、警察署等の警察職員の中から装備資機材の開発改善に意欲的な警察職員を装備資機材開発改善モニター（以下「モニター」という。）に指名することができる。
- (2) モニターは、検討部会からの依頼により、アシストG を活用して装備資機材開発改善に関する第一線の忌憚のない意見を直接、装備施設課へ提出するものとする。

#### 6 装備資機材開発改善アドバイザーの設置

- (1) 装備施設課長は、関係所属長と協議した上で、警察署等の警察職員の中から装備資機材開発改善アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を指名することができる。
- (2) アドバイザーは、検討部会からの依頼により、装備施設課装備係の新たな装備資機材の試作、研究等に必要な協力をするものとする。

#### 7 評価及び賞揚

検討部会は、要綱に基づく提案のほか、モニターからの提案のうち優秀と認められるものについて、積極的な表彰を検討するほか、「警察庁主催警察装備資機材開発改善コンクール」への積極的な出品及びその実用化に向けた開発に努めるものとする。

#### 8 その他

モニター及びアドバイザーの指名に関する事項については、別途通知する。